

令和2年度小鹿野町地域おこし協力隊募集要項

令和2年1月31日
小鹿野町産業振興課

小鹿野町は、埼玉県の西北部に位置する人口12,000人余りの町です。秩父多摩甲斐国立公園内の名峰・日本百名山「両神山」、日本一の面積規模を誇る「節分草自生地」、日本の滝百選「丸神の滝」、平成の名水百選「毘沙門水」、江戸時代から続く「小鹿野歌舞伎」、住民の手によって創られた「両神山麓花の郷ダリア園」・「尾ノ内氷柱」、国土交通省認定・平成28年度住民サービス部門モデル道の駅「両神温泉薬師の湯」など、豊かな自然と伝統文化、住民の郷土愛あふれる地域です。

町では、地域資源を活用し、地域住民と協働して、「地域おこし協力隊」として活動しながら、起業（自立）を目指す意欲ある方を募集します。

奥秩父の大自然の中で、私たちと挑戦してみませんか。

こんな方を求めています！

- ・地域住民や関係者と十分にコミュニケーションを図りながら活動できる方
- ・新たな視点、発想で町の産業をイノベーションする意欲のある方
- ・将来、町への定住を目標に活動できる方

1 募集人数

2名

2 活動内容

「小鹿野町地域おこし協力隊設置規則」及びこの要項に基づき、次に掲げる活動に取り組むものとします。

(1) 【産業イノベーション事業】

本町では、地元農家により、きゅうり、なす、トマト、しいたけ、蜂屋柿、かぼす、コンニャク芋、花卉（切り枝）、地大豆「白光」などが生産されています。また、加工品として、味噌、乾燥いも、切り干し大根、コンニャク、あんぼ柿などが作られています。

これらの農業資源を新たな視点、発想、そして経験で、遊休農地解消を意識した付加価値向上（ブランディング）の事業化を進めていただくとともに、関係者と連携を図りつつ既存事業の展開を推進していただきます。

(2) 【林業イノベーション事業】

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動を積極的に実施するべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっています。近年は、森林に対する住民意識・価値観が多様化し、森林、木材の有効活用の観点から、新たな視点や発想でこれらの森林資源を活用した、「森林サービス産業」の事業化を進めていただきます。

※ 起業・事業化の例

- ・就農、農業法人立ち上げ
- ・新たな作物導入、新たな加工品の開発による6次産業化
- ・農産物の販売強化（既存直売所の活性化、通信販売、都市部への売り込み等）
- ・自伐型林業の確立
- ・木工加工産業の事業化
- ・新たな「森林サービス産業（エコツーリズムなど）」の事業化

※ 隊員の新たな発想・提案を歓迎します。

※ 適性や希望等を考慮したうえで、活動内容を調整します。

○上記の活動に加えて

①情報発信

町HPや協力隊SNSにより、地域行事や地域資源の情報発信を行っていただきます。

②集落支援

地域住民、住民団体等との協働により、地域の活性化を図っていただきます。

③その他

町が指定する地域行事、イベント、研修等へ参加していただきます。

3 募集対象

下記(1)～(8)の全ての条件を満たす方

(1) 令和2年4月1日時点で年齢20歳以上の方（男女不問）

(2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を小鹿野町に移し、住民票を異動できる方

※ 「3大都市圏をはじめとする都市地域等」は、総務省が示す「地域おこし協力隊員の地域要件」で確認してください。

(3) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と情熱があり、積極的に活動できる方

(4) Word、Excel、インターネットなど基本的なパソコン操作のできる方

(5) 普通自動車運転免許を取得し、実際に運転できる方

(6) 活動期間終了後も小鹿野町に定住する意欲のある方

(7) 町の条例及び規則等を遵守し、職務命令などに従うことのできる方

(8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

4 活動場所

小鹿野町内（主たる事務所は小鹿野町役場両神庁舎）

5 任用形態・期間

(1) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として、町長が任用します。

(2) 初年度の任用期間は、着任の日から令和3年3月31日までとします。

(3) 次年度以降の任用については、活動状況や実績を勘案し、任用期間を更新することができ、最長で3年間とします。

(4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても任用を取り消すことができるものとします。

(5) 隊員としての活動に支障がない範囲での副業を認めます。ただし、事前に町長に届け出るものとします。

6 活動時間

原則として、月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（1日7時間30分（休憩時間1時間15分を除く。））の間で、週30時間の勤務スケジュールによるものとします。

ただし、必要に応じて時間外及び休日活動を行うことがあり、その場合は超過勤務手当又は振替対応とします。

7 給与

時給1,196円（税・社会保険料等の控除あり）

※ 各種手当（通勤手当、時間外手当等）及び賞与年2回。

8 待遇及び福利厚生

(1) 健康保険、厚生年金、介護保険、労働保険（雇用保険）に加入します。労災については公務災害補償によります。また、活動中の事故等に対応するため、傷害保険に加入し、掛金は町が負担します。

(2) 住居については、隊員が用意するものとし、家賃のうち月額5万円を上限に町で補助します。住居にかかる共益費・光熱水費は、隊員の負担とします。

(3) 移住に伴う、生活家電等の購入費用について、支度料として10万円を上限に町で補助します。

- (4) 活動に使用する車両については、隊員が用意するものとし、町から月額3万円の借上料を支払います。ただし、自家用車は、任意保険に加入（自己負担）し、対人補償は無制限、対物補償は一千万円以上とすることを要件とします。車両の点検等に要する費用、燃料費は隊員の負担とします。
- (5) 情報発信に要する通信費については、月額5千円を上限に町で補助します。
- (6) 活動に関する経費（出張にかかる経費、消耗品、その他活動に係る経費等）については、予算の範囲内で町が負担します。
- (7) 活動に必要なパソコンは、隊員が用意するものとします。また、町が両神庁舎内に用意するパソコン、事務機器を午前8時30分から午後5時15分の間で使用することができます。
- (8) 休暇については、小鹿野町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定めるものとします。

9 応募手続

(1) 受付期間

令和2年1月31日（金）から令和2年2月25日（火）まで

※ 郵送の場合は、令和2年2月25日（火）必着とします。

持参の場合は、受付時間は土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

- ・小鹿野町地域おこし協力隊応募用紙（別紙様式）
- ・履歴書（市販品で可。直筆記入。写真（6か月以内撮影）添付のこと。）
- ・住民票の写し
- ・自動車運転免許証の写し

※ 提出していただいた書類は返却しません。

10 申込・問い合わせ先

〒368-0201

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄2906 小鹿野町役場 両神庁舎 産業振興課

電話 0494-79-1101 fax0494-79-1200

メール sangyo@town.ogano.lg.jp

11 選 考

(1) 第一次選考（書類選考）

書類選考のうえ、結果を2月28日（金）までに応募者全員に文書で通知します。

(2) 第二次選考（面接）

第一次選考合格者を対象に3月上旬に小鹿野町役場において面接を行います。日時及び会場等の詳細については、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第二次選考に要する交通費等は応募者負担とします。

(3) 最終結果

最終結果は、3月23日(月)までに文書で対象者に通知します。

最終結果通知後は、4月末日を目途に移住を完了してください。

(4) その他

- ・採用予定者は、地域要件確認のため「住民票記載事項証明書」を提出していただきます。
- ・選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。
- ・応募に係る経費(書類作成費、交通費等)は、すべて応募者の負担とします。

12 その他

不明な点や質問については、担当課へお問い合わせください。

なお、ご応募いただいた内容について連絡させていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

☆先輩隊員はこんな活動をしています☆



【養蜂】



【地域イベント参加】



【えごま栽培】



【有害鳥獣駆除】